堺公民第125号 令和7年7月4日

堺市自治連合協議会 校区代表者様

> 堺市市長公室 政策企画部長

堺市民憲章のあり方の検討について(依頼)

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申しあげます。平素は、本市の市政に対するご協力を賜りありがとうございます。

さて、堺市民憲章をご活用されている皆様に、時代の変化や市民意識の多様化を踏まえた堺市民憲章のあり方の検討についてご見解をお伺いしたく存じますので、よろしくお願いい申しあげます。

(問合せ先) 堺市 市長公室 政策企画部 公民連携課 (担当 神田、土井) 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL (072) 228-0289 (直通) FAX (072) 222-9694

堺市民憲章のあり方の検討を進めることについて

- 1. 実施目的 堺市民憲章のあり方の検討を進めることについてご見解をお伺いするため
- 2. 調查範囲 堺市自治連合協議会
- 3. 調査期間 令和7年6月20日
- 4. 調查対象 堺市自治連合協議会顧問·役員
- 5. 調査方法 役員会にてご見解を伺う
- 6. 調査項目 堺市民憲章のあり方の検討を進めることに関する見解

堺市民憲章を普段から活用されている皆様への意見聴取の方法等について

- 1. 実施目的 堺市民憲章を普段から活用されている皆様のご意見をお聴きするにあたり、 その方法等についてご見解をお伺いしたい
- 2. 調查範囲 堺市自治連合協議会
- 3. 調査期間 令和7年7月4日から令和7年7月31日 (約4週)
- 4. 調査対象 堺市自治連合協議会顧問・役員・校区代表者
- 5. 調査方法 定例会にてアンケートを配布し、同封の返信用封筒で回答

6. 調査項目

普段から活用されている皆様のご意見をお伺いするための手法等(アンケートを想定) に関する見解

「堺市民憲章」に関するアンケート

「堺市民憲章」が作られてから約60年経った現在、時代や考え方、生活が変化する中で、「表現が今の時代に合わないのではないか」といったご意見もあります。このアンケートは、皆さまが「堺市民憲章」をどのように受け止めておられるのか、ご意見をお伺いするものです。

なお、本アンケートはこの目的以外には使用いたしません。

「堺市民憲章」が作られた当時の思い等については、別紙をご確認ください。 回答用紙は同封の「返信用封筒」を活用し、令和7年●月●日までに郵送で ご返却ください。

ご多用のところ恐縮ですが、何卒よろしくお願い申し上げます。

「堺市民憲章」 昭和38年(1963年)

市民のみなさんが幸せに暮らせるように、また理想の都市をめざすために作られました。堺市の特徴を取り入れながら、市民のみなさんの意見をもとに、みんなでめざす生活目標や努力目標を示しています。

「堺市民憲章」

【前文】

わたくしたちは、自由と自治・貿易と文化の輝かしい伝統をうけつぐ堺の市民であることを自覚し、わたくしたちのまちが、新しい国際的工業都市として発展していることを考え、このまちを、より住みよく明るい幸福な大都市に建設していくために、総調和の精神をもって、みんながともに守っていく、この憲章を定めます。

【本文】

わたくしたち堺市民は、

- 1 たくましく働くことに喜びをもち、生産の向上につくします。
- 1 教育に力をそそぎ、すぐれた文化のまちをつくります。
- 1 愛と信頼をもって助け合い、平和で健康な生活をきずきます。
- 1 秩序を重んじ、ひとに迷惑をかけないようにします。
- 1 心をあわせ、美しく清潔なまちづくりにつとめます。

「堺市民憲章」についてアンケート回答用紙

- ■質問項目 該当する選択項目に○をつけてください。
 - (1) あなたの年齢を教えてください。
 - 1. 18 歳~39 歳
 - 2. 40 歳~64 歳
 - 3. 65 歳~74 歳
 - 4. 75 歳以上
 - (2) あなたは以前から「堺市民憲章」を知っていましたか?
 - 1. あることも、内容も知っている
 - 2. あることは知っているが、内容は知らない
- (3) あなたは1年間のうち、「堺市民憲章」をどの程度活用していますか?
 - 1. 年に1~2回
 - 2. 年に3~6回
 - 3. 年に7~11回
 - 4. 年に12回以上
- (4) みんなでめざす目標として「堺市民憲章」は必要だと思いますか?
 - 1. そう思う
 - 2. ある程度そう思う
 - 3. どちらともいえない
 - 4. あまりそう思わない
 - 5. 思わない
- (5) あなたは「堺市民憲章」を読んで、その内容に違和感があると思いますか?
 - 1. そう思う
 - 2. ある程度そう思う
 - 3. どちらともいえない
 - 4. あまりそう思わない
 - 5. 思わない

どの部分に違和感があると思いますか?(複数回答可)
1. 前文
2. たくましく働くことに喜びをもち、生産の向上につくします
3. 教育に力をそそぎ、すぐれた文化のまちをつくります
4. 愛と信頼をもって助け合い、平和で健康な生活をきずきます
5. 秩序を重んじ、ひとに迷惑をかけないようにします
6. 心をあわせ、美しく清潔なまちづくりにつとめます
 (7) 時代やみなさんの考え方、生活が変化する中、「堺市民憲章」をこれからどうするのがよいと思いますか? 1. 今のままにしておく 2. 内容を見直す 3. 廃止してもよい 4. その他(自由記述)
(8) その他、ご意見があれば自由にご記載ください。(自由記述)
ご回答をありがとうございました。

(6) (5) で「1及び2」と答えた方にお聞きします。

締切 令和7年●月●日(●)

本回答用紙は同封の「返信用封筒」を活用し、郵送でご返却ください。

堺市民憲章が作られた当時の思いについて

昭和38年11月3日に堺市民憲章宣言大会を開催し、堺市民憲章策定の経過報告や宣言が行われました。堺市民憲章に込められた当時の思いは以下のとおりです。(宣言時に配布したパンフレットより抜粋)

■市民憲章、その組み立て

市民憲章は、市民の共同の生活目標であり、また一人一人の生活のおきてとなるものです。従って他から強いられるものではなく、自ら進んで守っていく規程であります。それは、堺の新しいまちづくりとともに、市民の幸福を願ってつくられたものですから、その裏付けとして、市政のよりどころとなることはいうまでもありません。

この憲章は、短い全文と、五つの本文からできています。

前文には、まず輝かしい堺の伝統(自由・自治・貿易・文化)をうち出して市民の自覚にうったえています。次に、今臨海工業地帯をつくって、新しい国際的工業都市(重化学工業を中心とする国際的な規模と生産方式の工業都市)へと発展していること、そしてめざす理想的な(住みよく明るい幸福な)大都市建設への願いをこめて、この憲章を定める目的を明らかにしています。最後に、この憲章を進めていくためには、「総調和」の精神、つまり、老若男女を問わず、みんなが、自分を生かしながら、他人との調和、また、物と心のどちらにもかたよらない調和を保っていく心構えをうたっております。

本文は五つからできています。本文は、前文にうたわれた伝統と理想の両方を ふまえて、

- 1. 工業のまち…勤労、生産
- 2. 文化のまち…教育
- 3. 福祉のまち…平和・健康・道義

の三つの大きな柱をうちたて、堺市の理想の姿に向って市民が努力する目標を「…ます。」という自覚の形で表わしています。この五つの項目のうち、どれが一番たいせつであるということはありません。五つの項目が、全体として、市民の幸福の姿を表わしているということができます。

■本文の説明

1 たくましく働くことに喜びをもち、生産の向上につくします。

堺市は、新しい工業生産を中心とするまちを理想として発展しますから、まっさきにこの項目がうち出されたわけです。「たくましく」ということは、からだも心もうち込んでということであり、「働くことに喜びをもち」という意味は、勤労を誇りとし、またそれを尊重するということであります。そして「生産の向上」は市民の幸福の基礎をなすものです。もちろん市民の中には、直接生産に携わらない人も多くいますが、流通や消費など全てをふくめてここに「生産」という言葉をつかっています。より広い視野にたって福祉のまちづくりを考えるとき、こ

1 教育に力をそそぎ、すぐれた文化のまちをつくります。

文化のまちづくりの根本は、教育にあるといえます。かつて、わが国の先進文化都市としての誇りと伝統をもった堺を、今後も、文化のかおりの高いまちとして発展させたいものです。「文化」といっても、単に芸能的な面だけでなく、科学、政治、経済、道徳などを含めて、広い意味の新しい文化を創造して、総合的な文化都市となることです。要するに、市民が教育に力を入れて、高度の教育都市となることで、学校教育はもちろん、家庭、社会そのほかあらゆる教育に、市民の熱意と努力の結集が期待されて始めて実現できるものであります。

1 愛と信頼をもって助けあい、平和で健康な生活をきずきます。

福祉のまちとして、根本となることをうちだしているのがこの項目です。市民がお互いに「愛と信頼をもって助けあう」こと、そして、「平和」で、心もからだも「健康」な生活をきずくことは、そのまま、福祉の理想の姿でしょう。市民に、このような心の絆がなかったら、物だけがどんなに豊かにあっても本当の幸福は考えられません。自分が豊かになれば、それを自分だけのものとしないで、他に助けあいの手をのべ、みんなが幸福になることを願うのが、福祉都市の根本的な考え方であります。そして、これこそ、道義のまちづくりの基本でもあります。

1 秩序を重んじ、ひとに迷惑をかけないようにします。

「秩序」ということは、ものごとの「すじみち」ということです。積極的には、このすじみち、つまり、規則や決まりを守り、消極的には、他人に迷惑がかからないようにするという両面からいわれています。この項目は、次の項目とともに、いわゆる公徳心といわれるもので、わたくしたちの日々の生活のあらゆる場にでてきますし、しかも、なかなか実行のしにくいところです。先にあげた文化都市も、平和な生活も、このような身近なことから実行していかねばなりません。道義のまちづくりは、まずここからといえましょう。

1 心をあわせ、美しく、清潔なまちづくりにつとめます。

この項目は、「環境」の面から新しいまちづくりをうち出したのです。「住みよく明るい」まちは、美しい環境と、物心の両面の清潔さが必要であります。それには、市民がみんな、まちを汚さないことと、進んで、美しく、清らかなまちづくりへの協力と奉仕がなくては、到底のぞめないことです。小さいことに拘らず、「心をあわせて」市民の積極的な活動に期待がかけられています。

以上の五つの項目は、それぞれ違った立場から、違った表現をとっていますが、みんな互いに関係しあっていて、その一つが崩れても、理想的なまちの条件が欠けてしまうことになります。市民の皆さんが、それぞれの地域、職域、組織などにおいて、具体的な活動を推進していただく。